人権・多様性の尊重







新光電気グループにとって社員は最大の財産です。当社は社員の人権および多様性を尊重し、誰もがいきいきと働ける職場づくりを目指しています。当社の目指す誰もがいきいきと働ける職場とは、「さまざまな特性や価値観を持った社員一人ひとりが、その多様性を互いに尊重し合い、その個性を活かし、持てる力を最大限に発揮できる場」、「あらゆる社員が多様な視点から自由闊達に議論することにより、イノベーションを引き起こし、新たな知恵と技術を創造し続ける場」です。性別・年齢・障がいの有無・国籍・価値観等の違いを受け入れ、ともにいきいきと働ける職場づくりを目指しています。そして、いつも「人への温かさ」を考えた経営姿勢で事業を推進し、社員一人ひとりが自らの価値を高め、誇りとやりがいを持って働くことができる企業であり続けます。

人権尊重への取り組み

新光電気グループ共通の価値観を示すSHINKO Wayでは、行動規範の一番目に「人権を尊重します」と掲げています。これは、「あらゆる企業活動の中で、『人権尊重』の精神を根底に据えて活動する」という企業の姿勢を明示したもので、全グループ社員が、この精神を実際の行動で示していくことを徹底するよう努めています。

SHINKO Wayの行動規範を社員の行動ベースにまで詳細化したガイドラインとして、統一的に「GBS」 (Global Business Standards) を運用し、人権尊重の考え方についても全世界の新光電気グループで共有しています。

また、「新光電気グループ 雇用における人権尊重に 関する指針」を定め、雇用における機会均等と人権 尊重、差別の排除、強制労働や児童労働の禁止など に取り組んでいます。

\\ ** 人権啓発活動の推進

当社では、年間を通して、階層別の人権啓発研修や 全管理職を対象にした職場マネジメント研修、全社 員向けのe-Learningや職場内教育、社外で催される さまざまな人権研修会への積極的な参加により、人 権啓発活動を推進しています。2019年度の全社員 向けe-Learningでは、職場のさまざまなハラスメン ト問題のケーススタディを通し、誰もが働きやすい 職場づくりについて理解を深めました。管理職向け e-LearningではSHINKO Wayに基づく職場マネジ メントの徹底や管理職が担う役割について教育を 行い、ハラスメントのない組織風土づくりを推進し ています。また、毎年12月の人権週間には、イント ラサイトへの啓発記事の掲載や各工場での人権啓 発ポスターの掲示などを通じて、一人ひとりが人権 について考え、話し合う環境づくりに取り組むこと で、人権尊重の意識向上をはかっています。

新光電気グループ 雇用における人権尊重に関する指針

新光電気グループ(以下 SHINKO)は、人権の尊重を根底に据えた企業活動を展開するにあたり、それぞれの国や地域におけるさまざまな人権問題に取り組み、人権問題の本質を正しく理解・認識し、差別のない明るい企業づくりに向けて組織的に取り組みます。

1. 雇用における機会均等と人権尊重

SHINKOは、雇用における機会均等に努めます。 SHINKOは、人種、皮膚の色、宗教、信条、性別、 社会的身分、門地、障がい、性的指向、およびその 他のビジネス上の正当な利益と関係しない要素に 基づく差別を致しません。

2. 雇用における法令遵守

SHINKO は、社員の雇用において、事業活動を 行う各国・各地域の適用法令を遵守します。

3. 強制労働、児童労働の禁止

SHINKO は、強制労働をさせません。 SHINKO は、児童労働をさせません。

4. 働きやすい職場環境

SHINKO は、社員の安全と健康に配慮し、働きやすい職場環境づくりに努めます。

👫 人権相談窓口の設置

当社では、人権相談窓口として「企業倫理へルプライン(社内/社外相談窓口)」を設置しています。特に、セクシュアル・ハラスメントなどに関する相談については、各工場にも相談窓口を設置し、社員が相談しやすい体制づくりに努めています。また、海外拠点向けにも内部通報制度を整備し、全海外拠点において通報・相談できる体制を構築しています。これらの相談窓口は、新光電気グループで働くすべての社員が利用することができ、相談・通報の際の個人情報やプライバシーの保護、相談者に対する不利益取り扱いの禁止などを社内規則で明確に定めています。

人権に関する相談・通報が企業倫理へルプライン等に寄せられた場合は、あらかじめ相談対応者として定められている人事部門管理職が応対し、調査や対応が必要と認められた場合は、関係者への事実確認と問題解決に向けた対応を迅速に進めることとしています。

今後も職場において、円滑なコミュニケーションが とれるような体制づくりや指導を行うとともに、問 題の早期発見、早期対応のため、人権相談窓口の利 用を促進してまいります。

活力ある企業風土づくり

新光電気グループは、SHINKO Wayにおいて「個人の生活と仕事の調和に配慮し、活力ある企業風土づくりを行う」ことを企業指針として掲げ、誰もが働きやすい職場づくりに取り組んでいます。

🐉 個人の生活と仕事の調和

当社では、仕事と家庭の両立支援について継続的に取り組んでおり、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画を策定し、「くるみん」(次世代認定マーク)を取得しています。

年次休暇の一斉取得や所定外労働の制限強化など 継続的な取り組みに加え、育児・家族介護・配偶者

の転勤により退職した社員の 再雇用制度、介護事由が消滅 するまで取得できる介護短時 間勤務制度、不妊治療のため の休職制度、子の養育や特定 疾病のための休暇や育児短時



間勤務の充実など、柔軟な働き方の実現に向けた取り組みを推進しています。

このようなさまざまな取り組みにより、当社では女性の平均勤続年数が男性を上回っており、全国でも高いレベルとなっています。

また、治療と仕事の両立支援として、ガン、脳卒中、 心疾患、糖尿病、肝炎、腎不全および厚生労働省の 指定難病の罹患者や不妊治療を行っている社員が 希望する場合は、短時間勤務(一日あたり、週あた り)により治療プランに応じた働き方を可能として います。

今後もさまざまな環境にある社員が、どのライフス テージにおいても活躍できるよう、諸制度の充実お よび企業風土の醸成に力を入れてまいります。

🐉 働きやすい職場環境の提供 〜働き方改革〜

当社は、会社の発展・成長と社員一人ひとりの充実 した健康的な生活の実現に向けて、「働き方改革」を 通じて取り組んでいます。2017年4月に「働き方改 革労使会議」を立ち上げ、労使一体となって働き方 改革を推進していくことを確認しました。同年7月 には労使トップによる「働き方改革」労使共同宣言 を行い、「長時間労働を前提としない働き方」や「多 様で柔軟な働き方」の実行・実現に向けて全社一丸 となって取り組んでいます。

時間外労働の上限時間の引き下げ、週の労働時間上限の新設、連続勤務日数上限の引き下げ、毎週水曜日および第2・4金曜日の定時退社徹底、勤務間インターバル制度による休息時間の確保、管理職の労働時間の把握など、長時間労働を前提としない働き方の定着に向けて継続的に活動しています。あわせて、年次休暇取得促進に向けたルールの策定や半日年次休暇の上限回数の撤廃、年次休暇の一斉取得日の設定等、休暇取得促進に向けた取り組みも行っています。

また、新型コロナウィルス感染予防対策の一環として、在宅勤務制度の導入や時差勤務制度の適用拡大を行い、柔軟な働き方の推進を通じて事業の継続をはかっています。今後も、「生産性の向上」と「ワークライフバランスの実現」の両面から「働き方改革」に取り組み、活力ある企業風土の構築と誰もが働きやすい職場環境づくりの実現を目指してまいります。

ダイバーシティの尊重

さまざまな個性や考え方を持った社員が、その能力を結集することにより、企業価値を高めることができます。新光電気グループは、社員の多様性を尊重し、社員一人ひとりが自らの価値を高め、誇りとやりがいを持って働くことができる企業風土の醸成に努めています。

38 女性の活躍推進に向けた取り組み

女性活躍推進法に基づく第一期行動計画に沿い、 2019年度は管理職の意識向上として、e-Learning によるハラスメント防止教育を実施しました。また、 階層別教育においてもダイバーシティ研修を実施 し、男女共同参画の社内浸透を推進しています。

これまで実施してきた「ワークライフバランスセミナー」や「若年層向けのキャリア形成支援セミナー」等のさまざまな取り組みを通じて、第一期行動計画の目標を達成しました。

引き続き、新たに策定した第二期行動計画に基づき キャリア形成支援や研修プログラムの充実等の取 り組みにより、女性の活躍推進をはかり、目標の達 成を目指します。

【女性活躍推進法に基づく第二期行動計画(抜粋)】 (計画期間: 2020年4月1日~2025年3月31日)

《目標》

- (1) 2025年3月末人員における女性管理職比率を 2020年3月末比2倍にする。
- (2)計画期間を通じ、月平均時間外労働時間について 30時間以下を維持する。

《取り組み内容》

- ・女性管理職候補の育成のための研修プログラムの実施
- ・若年層や育児事情を抱える従業員向けのキャリア形成 支援セミナーの継続実施

👫 外国籍人材の受け入れ

当社では、イノベーション促進のため人材の多様性 向上を進めており、海外留学生の採用や新光電気グ ループの海外拠点で働く人材の受け入れ、海外技能 実習生の受け入れを行っています。

海外技能実習生の受け入れにおいては、社内で日本語コミュニケーション研修を実施し、また、受入部門の日本人社員にも外国籍講師によるコミュニケーション研修を行うなど、異なる文化や言語を持つ

人材が国籍を越えて積極的に信頼関係を深められるよう支援しています。

今後も多様な人材活用を通じて、さまざまな個性や 考え方を受け入れ、個々の能力を最大限発揮できる 企業風土の醸成に取り組んでまいります。



〔海外技能実習生の研修風景〕

** シニア層人材等の活躍支援

当社は、社員が長年培ってきた知識や技術、技能を 活かすため、法整備に先立ち1992年から「定年後再 雇用制度」を導入しています。

「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」が改正された2006年4月以降、60歳の定年以降も勤務を希望し、自己の能力発揮に高い意欲を持つ退職者に対して、活躍の機会を提供することを目的に従来の制度の拡充をはかり、これまで累計511名の社員がこの制度を利用しています。

人材の育成と活用

当社では学歴、年齢、勤続年数や性別によらず、各人が担う職責とその重さを明確にし、職責に応じた公正かつオープンな報酬体系を土台とした人事制度を導入しています。

また、社員一人ひとりの能力が最大限に発揮できるよう、教育プログラムおよび諸施策の充実をはかり、 有用な人材の育成・活用を積極的に推進しています。

公正な評価と適正な報酬で報いる人事制度

社員一人ひとりがその能力を最大限発揮し、目標に 向かって挑戦し、会社の目標や業績に貢献したとき、 その成果を適正に評価し、報いることが、真の意味 の公平性につながるものと考えています。

当社では、年功や学歴といった属人的な要素ではなく、担うべき「職責」や仕事の「成果」に基づく処 遇の徹底をはかっています。

また、目標管理制度・業務目標面接制度を通じて、よりチャレンジングな目標の達成を目指すととも

に、各期の評価の内容については上司からフィード バックを受け、上司と部下とのコミュニケーション を通じた「部下育成」の機会としています。

管理職登用予定者には登用前に評価者研修を実施 し、公正な評価と目標管理制度・業務目標面接制度 の適切な運用がなされるように取り組んでいます。

※ グローバル人材養成に向けた取り組み

グローバルビジネスを担う人材の育成を目的として、社員の外国語学習支援を継続的に推進しています。

外国語通信教育講座、社内におけるビジネス外国語 講座、英語ビジネススキル専門講座を実施し、受講 料を会社が補助しています。

2019年度は、受講者のニーズをふまえ、オンライン 講座の拡充や各講座のコース増設など、受講者の外 国語スキル向上に向けて積極的に学習環境の整備 をはかりました。研修受講者の増加に伴い、社内 TOEICの受験機会や外国語研修実施期間を拡大し ています。

今後もグローバルなビジネス能力をさらに強化するプログラムとなるよう充実をはかってまいります。

👫 能力開発支援

当社では、全社員の成長を支援するとともに中核人材・グローバル人材の養成に向け、各職場における「OJT (On-the-Job-Training)」をはじめ、「一般教育」および「専門教育」といった体系的な教育と、積極的な外部研修派遣や外部講師の活用を通じ、将来を担う人材の育成を推進しています。

2019年度は、マネジメントスキル養成に向けた選抜型外部研修への派遣増員や、昇格者向けに問題解決や財務会計に関するe-Learningを新たに実施しました。

社員が能力や専門性を高め、自己の成長を実現できるよう今後も継続的に教育プログラムの充実化と個々の研修の向上をはかってまいります。

なお、2019年度の社員一人あたりの年間平均学習時間は15.3時間となりました。(ただし、OJTや職場内教育の時間を除きます。)



〔ロジカルコミュニケーションスキル研修〕

労使関係

当社は、ユニオンショップ制を採用していることから、一般社員は全員、新光電気労働組合の組合員となり、全社員に占める労働組合員比率は90.6% (注) となっています。組合と締結している労働協約に基づいて、労使の代表者による労働協議会などを定期的かつ必要に応じて随時開催し、経営方針や事業状況などに関する説明や、各種労働条件に関する協議を実施しています。

また、組合の団体交渉権も定め、交渉にあたっては 相互に相手方の立場を尊重し、さまざまな課題の解 決に取り組んでいます。

2019年度は「働き方改革」労使共同宣言に基づき、時間外労働の縮減や休暇取得の促進に向けた課題、喫煙ルールの見直し等について、定期的に情報を共有し、会社の発展・成長と社員一人ひとりの充実した健康的な生活の両立に向けて取り組みました。引き続き、「働き方改革」の推進に向けて、労使一体となった継続的な取り組みを展開してまいります。

さらに、各事業所においては、安全・快適な職場づくりのため、労使で組織する安全衛生委員会を毎月 開催し、職場における課題等について報告、協議し ています。

今後も、健全な労使関係をもとに、働きやすい職場 づくりにともに取り組んでまいります。

(注) 労働組合員比率:

90.6%は、正規社員(管理職を含む)のうち、一般社員の比率。